

ケアハウス コスモスガーデン重要事項説明書

当施設は老人福祉法第20条の6の規定に基づく軽費老人ホームとして入所者に対してサービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この重要事項説明書は、厚生労働省令第107号（平成20年5月9日）第12条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1. 事業者

事業者名 社会福祉法人 亀望会
代表者 理事長 多根 一之
所在地 大阪市西区江之子島1丁目8番44号
連絡先 TEL 06-6225-2662 / FAX 06-6225-2663
設立年月 平成10年4月

2. 施設について

(1) 所在地等

施設名 ケアハウス コスモスガーデン
所在地 大阪市西区靱本町3丁目6番18号
連絡先 TEL 06-6459-3221 / FAX 06-6459-3222
責任者 施設長 大橋 敦子

(2) 施設の職員体制

①職員配置

施設長 1名
生活相談員 1名
介護職員 2名

（調理業務は給食会社に委託しています。）

②勤務時間

早出 7時30分から16時00分
日勤 10時00分から18時30分
遅出 11時45分から20時15分

*夜間は宿直者が常駐しています。

月・水・金・日 18時15分～翌7時30分
火・木・土 19時45分～翌7時30分

3. 提供するサービスについて

種類	サ ー ビ ス の 内 容
生活相談・援助	各種生活相談及び援助を行います。
食事の提供	1日3食 栄養士による献立の食事を食堂で提供します。 【朝食】 8時00分から 9時00分 【昼食】 12時00分から13時00分 【夕食】 17時30分から18時30分
入浴のサービス	入浴設備の管理・入浴の準備を行います。 13時30分～18時 又は 13時30分～19時30分
レクリエーション	趣味・教養・娯楽等の援助を行います。
緊急時の対応	急病・災害等に対し必要な措置を講じます。

4. 利用料について

(1) 居住に要する費用

施設建設費及び長期修繕費用の入所者分担金で、居室の使用料です。

(月額 27,300 円)

(2) 生活費

主に食事サービスに使用される経費です。(月額 48,764 円)

なお、3 日前までに 1 日欠食分をお申し出いただければ、1 日単位で返金いたします。

(3) サービスの提供に要する費用

人件費等の施設運営のための費用で、収入に応じて支払額が異なります。

前年度収入	サービス提供費	前年度収入	サービス提供費
150 万円以下	10,000 円	～240 万円	45,000 円
～160 万円	13,000 円	～250 万円	50,000 円
～170 万円	16,000 円	～260 万円	57,000 円
～180 万円	19,000 円	～270 万円	64,000 円
～190 万円	22,000 円	～280 万円	71,000 円
～200 万円	25,000 円	～290 万円	78,000 円
～210 万円	30,000 円	～300 万円	85,000 円
～220 万円	35,000 円	300 万円超	87,900 円
～230 万円	40,000 円		

(4) その他

居室に係る光熱水費（電気代は個別メーターによる。水道代は一律 1,650 円）

居室電気代基本料金、火災・損害賠償・地震保険、ごみ処理代（月額 1,490 円）

暖房加算（11 月～3 月のみ）（月額 2,100 円）

【有料サービス】

薬の保管 100 円/日 2,000 円/月

※薬や医療用品を事務所で保管します（預かりのみ、管理はしません）。

医療専門職が関わる介護・医療サービスを導入している場合など条件があります。

5. 利用料のお支払方法について

入所時：入所月の利用料は現金でお支払いください。

入所後：当月分の利用料及び前月ご利用の水道光熱費（電気代・水道代）を
毎月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）ご指定の口座から
自動引落いたします。

6. 個人情報保護の取扱いについて

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た入所者及びその
家族に関する個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守するとともに、社会
福祉法人亀望会個人情報保護規定に基づき適正に管理します。

7. 契約の終了について

契約終了事由は以下のとおりです

- ①入所者が死亡した場合
- ②事業者の解散・破産
- ③施設の滅失等
- ④入所者からの契約解除の申し出
- ⑤事業者からの契約解除の申し出

（1）入所者からの契約解除の申し出

契約解除の申し出をする場合、40 日以上予告期間をもって事業者に契約解除
届を提出してください。

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事由に該当した場合、40 日以上予告期間を置いて事業者から契約の
解除を申し出ることがあります。

- ①入所時に重要な事項について虚偽の届出を行った場合
- ②利用料その他の費用の支払いを2ヶ月以上遅延し、相当猶予期間を定めた催告
にもかかわらず、支払われない場合
- ③心身障害等により、居室での自立した日常生活の維持が困難であると事業者が
判断した場合
- ④金銭の管理、各種サービスの利用について自己の判断ができなくなったと事業
者が判断した場合
- ⑤共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者に迷惑をかける恐れがあると事業者
が判断した場合
- ⑥その他本契約を継続しがたい重大な事情のある場合

8. 苦情解決制度について

施設名	ケアハウス コスモスガーデン
所在地	〒550-0004 大阪市西区靱本町3丁目6番18号
T E L	06-6459-3221
F A X	06-6459-3222
受付時間	午前10時～午後6時
苦情解決責任者	コスモスガーデン 施設長 大橋 敦子
苦情受付担当者	コスモスガーデン 生活相談員 松山 拓矢
第三者委員	白國哲司 TEL 06-6531-1562 立花直樹 TEL 078-777-6326
苦情箱	1階ロビーに設置
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会「福祉サービス苦情解決委員会」 TEL 06-6191-3130/FAX 06-6191-5660	

9. 非常災害時の対応について

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います	
避難訓練	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。	
防災設備	設備名称	個数等
	防火扉・シャッター	6箇所・8箇所
	避難階段	2箇所（西側屋内・東側屋外）
	避難はしご	5箇所（各階1号室）
	自動火災報知機	1階事務室内
	誘導灯	7箇所（各階）

10. 緊急時の対応方法について

入所中に体調の急変などがあった場合は、速やかに緊急連絡先（ご家族等）、入所者の主治医、当施設の協力医療機関（緊急対応病院のご指定がある場合は指定病院）へ連絡をします。（別紙）

11. 協力医療機関等について

病院名	社会医療法人きつこう会 多根総合病院
所在地	大阪市西区九条南1丁目12番21号
電話番号	06-6581-1071
診療科	内科・外科・消化器科・肛門科・整形外科・産婦人科 皮膚科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・小児科・形成外科・循環器科

病院名	社会医療法人きつこう会 多根記念眼科病院
所在地	大阪市西区境川1丁目1番39号
電話番号	06-6581-5800
診療科	眼科

12. 衛生管理

- (1) 入所者は施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持を心掛けるものとします。
- (2) 施設長及び衛生管理にたずさわる職員は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 施設における感染症及び食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
 - イ 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための手順書を整備します。
 - ウ 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
 - エ 上記ア～ウに掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は、食中毒の発生が疑われる際の対処に関する手順に沿った対応を行います。

13. 高齢者虐待の防止

- 入所者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. 身体的拘束等

- (1) 入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）はしません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その他の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとします。

15. ハラスメントの防止について

施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、入所者及びその家族等が対象となります。ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 事故の防止及び発生時の対応

- (1) 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- ア 事故が発生した場合の対応、自業の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
 - ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- (2) 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに大阪市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 上記(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) 入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17. 施設ご利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用について	施設内の設備・器具は本来の用法に従って利用してください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、実費弁償していただく場合があります。
防災について	居室内は火気厳禁となっております。喫煙やローソク・線香等の使用はご遠慮ください。
防犯について	外出時は必ず居室扉を施錠してください。 防犯上、夜9時から朝5時30分までは正面玄関を施錠しています。夜間又は早朝に外出帰宅される場合は、事務室まで事前に届け出てください。
迷惑行為等	けんか、口論、泥酔、薬物乱用、騒音、悪臭等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持金品等の管理	所持金品等は、自己の責任で管理してください。
動物飼育について	施設内へのペットの持込み及び飼育はご遠慮ください。
宗教・政治・営業活動	当施設内で、他の入所者に対する宗教活動、政治活動、営業活動はご遠慮ください。

18. 利用料のお見積もり

月々の費用	居 住 費	円
	サービス提供費	円
	生 活 費	円
	そ の 他	円
	暖 房 加 算	円
	合 計	円
	＊暖房加算は11～3月の期間のみ（月額2,100円） ＊電気代は入所者の実費負担、水道代は一律1,650円となります。	

当施設は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

社会福祉法人亀望会
ケアハウス コスモスガーデン

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、 _____ 号室に入所するにあたり重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

入所者 住所

氏名 _____ 印

身元保証人 住所

氏名 _____ 印

身元保証人 住所

氏名 _____ 印